日本地震工学会表彰規定等の充実について

一般社団法人 日本地震工学会会 長 川島一彦

日本地震工学会では、本会の活動をより一層活発化、充実化を図ると同時に、より貢献度の高い優れた論文を社会に発信できるように論文集を一層充実させるための方策を検討して参りました。その一環として、この度、特に若手研究者や若手技術者の活躍の場を増やし、その活動をサポートできるような顕彰機会を増やすこと、さらに、退職等により第一線の活動から退かれたシニア会員に日本地震工学会としての立場で社会貢献活動をして頂くことを目的として、論文賞等の「表彰規定」を充実するとともに、「日本地震工学会スペシャルアドバイザー制度」を創設することになりましたので、ここにご報告いたします。

これらの規約および内規は、平成23年12月22日に開催されました理事会で決定され、 現在、本会のWebページに掲載していますので、会員の皆様におかれまして、是非ご一 読ください。表彰のうち論文賞については、1月中に推薦受付の会告が出る予定となっ ています。また、スペシャルアドバイザーは平成24年度からの委嘱・活動を予定して いますので、御関心を持っていただける方には、是非、事務局宛申請いただきたくお願 いいたします。

(1) 表彰規定の充実

表彰規定は、「一般社団法人日本地震工学会定款第3条(8)項」および「一般社団法人日本地震工学会一般規則第2条(5)項」に規定される「業績の表彰」に基づいています。

従来の賞の構成は、論文集からの「論文奨励賞」および年次大会における「優秀論文発表賞」の2つのみでしたが、これに、以下の「功績賞」、「論文賞」、「功労賞」の3つを新たに創設いたしました。

- 1) 功績賞は、地震工学および地震防災の進歩・発展、日本地震工学会の発展に顕著な功績があると認められた正会員あるいは法人会員に授与するものです。
- 2) 功労賞は、日本地震工学会の活動、運営、発展に顕著な功績があると認められた 正会員に授与するものです。なお、本功労賞は、本会創立 10 周年記念事業の一環で 創設されたものですが、これを表彰規定に正式に位置づけたものです。
- 3) 論文賞は、日本地震工学会論文集に地震工学および地震防災に関する論文を発表し、独創的な業績を挙げ、これが地震工学および地震防災における学術・技術の進歩、発展に顕著な貢献をなしたと認められる論文の著者である正会員あるいは学生会員に授与するものです。

選考方法等は別途内規に定めています。各賞ごとに選考委員会等を設置し、業績の表彰の募集および選考作業を行い、選考委員会等の推薦に基づいて理事会で受賞者を決定いたします。受賞者は社員総会において表彰されるとともに、賞状が贈られます。

(2) スペシャルアドバイザー制度の創設

今回創設されたスペシャルアドバイザー制度は、「一般社団法人日本地震工学会定款第3条(5)~(7)項」に規定される「地震工学及び地震防災に関する振興・普及・広報・ 交流活動」に基づいています。

スペシャルアドバイザーとは、地震工学および地震防災に関する分野において豊富な経験を有するとともに、その経験を地震工学および地震防災に関する振興・普及・広報・交流活動等に生かすための活動を行うために日本地震工学会が委嘱する研究者、あるいは、技術者です。本会からの依頼に応じて以下のような活動を行うことが期待されています。

- 1) 地震工学及び地震防災に関する講演会、講習会、研修会、セミナー等での講演
- 2) 学術・技術の調査・研究に係る委員会活動、アドバイス
- 3) その他、日本地震工学会の活動目的に資する振興・普及・広報・交流活動 スペシャルアドバイザーは、地震工学および地震防災に関連した経験年数40年以上を 有する名誉会員および正会員を対象とし、申請に基づいて確認、審査し、登録決定時には 会長から正式に委嘱が行われます。任期は2年とし、継続も可能です。

なお、表彰規程については、本会ホームページより確認できます。

http://www.jaee.gr.jp/general/gen02/gen02_constitution09.pdf